

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会ホームページ・バナー広告掲載契約書

1. 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

2. 広告掲載料 金 ,000円（消費税込）

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、上記バナー広告掲載について、次の条項により契約を締結するものとする。

第1条（目的）

甲は、乙が提出したバナー広告（以下「広告」という。）を、甲が審査し承認したものにつき、公益社団法人日本パブリックゴルフ協会ホームページのトップページ（以下「トップページ」という。）に掲載し、乙は、甲にその対価として広告掲載料を支払うものとする。

第2条（権利義務の譲渡の禁止）

乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第3条（秘密の保持）

乙は、広告掲載に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

第4条（事故発生時の報告）

乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

第5条（要綱の順守）

乙は、甲が提示する公益社団法人日本パブリックゴルフ協会ホームページ・バナー広告募集要綱（以下「要綱」という。）を順守しなければならない。

第6条（広告掲載料の支払）

本契約に基づいて乙が甲に対して支払を行うときは、甲の指定する期日までに甲の指定する口座に振り込んで支払うものとする。

2 広告掲載料その他本契約に基づいて乙が甲に支払う金額の支払について必要な費用は乙の負担とする。

第7条（広告原稿の作成及び提出）

広告は、乙が作成し、その費用を負担するものとする。

2 乙は、事前に審査、承認された広告原稿に基づき作成したデータを、当該広告掲載開始日から7日前の日までに、甲が指定した方法により提出するものとする。

第8条（広告掲載の開始日及び終了日）

広告掲載開始日は、原則として広告掲載期間の初日とする。

2 広告掲載終了日は、原則として広告掲載期間の最終日とする。

第9条（広告掲載の方法）

甲は、第7条第2項の規定により提出された広告を、原則として広告掲載開始日の正午までに掲載するものとする。

2 甲は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の翌日の正午までに削除するものとする。

第10条（届出義務）

乙は、広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。

- （1）広告を差し替えるとき。
- （2）リンク先ウェブサイトのアドレスを変更するとき。
- （3）リンク先ウェブサイトの内容を大幅に変更するとき。
- （4）広告の内容等が要綱に抵触することとなったとき。

第11条（広告内容等の修正等の指示）

甲が広告内容等について、要綱に反すると判断したときは、乙に対していつでも広告の内容等の修正又は削除を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

第12条（広告掲載の取消し及び契約の解除）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に催告等を行うことなく広告掲載の取り消し又はこの契約を解除することができる。

- （１）広告掲載料が、甲の指定する期日までに支払われないとき。
- （２）広告原稿が、甲の指定する期日までに提出されないとき。
- （３）第5条及び前条第2項に違反したとき。
- （４）その他広告掲載を適切でないと甲が判断したとき。

第13条（広告掲載の取下げ）

乙は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

第14条（広告掲載料の返還）

甲は、支払われた広告掲載料は返還しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告掲載をしなかった期間が1月以上であるとき、又はその他特別の事由があると甲が認めるときは、広告掲載をしなかった月以降の納付済み月額の内額を返還する。

2 次の各号に掲げる理由により甲がトップページの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- （１）機器等の保守又は工事を行う場合
- （２）天災地変その他の非常事態が発生した場合
- （３）その他公益上やむを得ない場合

3 返還金には利息を付さない。

第15条（損害賠償）

乙は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不法行為を行ってはならない。

2 乙は、広告掲載により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第16条（調査又は報告）

乙がこの契約の定めに違反したときは、甲は乙に対し、事実関係の調査及び報告を

求めることができる。

第17条（契約の費用）

この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

第18条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1）暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）であること。
- （2）役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
- （3）反社会的勢力を利用、関係していること。
- （4）その他前各号に準ずる者。

2 甲および乙は、自ら又は第三者を利用して下記の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。

- （1）暴力的な要求行為。
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為。
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉又は信用等を毀損し、又は業務を妨害する行為。
- （5）その他前各号に準ずる行為。

3 甲および乙は、相手方が前二項のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手側に対して何らの通知、催告をすることなく、本契約を解除することができる。

4 前項に基づき本契約を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。この場合、前条3項の規定は適用しない。

第19条（専属的合意管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（その他）

この契約に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、甲が定める。

第21条（疑義等の決定）

この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都中央区入船二丁目10番8号
公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
会長（代表理事） 池 田 育 嗣

乙